

<介護保険負担限度額認定申請における記入方法及び添付書類等について>

【預貯金等に関する申告事項の記入方法について】

負担限度額認定申請書の「預貯金等に関する申告事項」については、下記の要領で記入してください。なお、該当がない場合には「0円」と記入してください。

① 預貯金等の範囲について

申請書に記載していただく預貯金等には以下のようなもの（対象項目に○が付いたもの）が含まれます。

内容・種類	対象	確認方法(一例です)
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(※銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、最終残高が分かる部分の写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券の写し、証券会社や銀行の口座残高の写し(※銀行名・口座名義等が分かる部分を含む)
投資信託	○	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し(※銀行名・口座名義等が分かる部分を含む)、取引残高報告書の写し
所有現金(必要な時に備え、金融機関以外の場所(自宅等)に保管しているもの)	○	自己申告による
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	領収証、購入先の銀行等の口座残高の写し(※銀行名・口座名義等が分かる部分を含む)など
生命保険	×	—
自動車	×	—
その他貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価品および動産(絵画・骨董品・家財など)	×	—

② 預貯金額

本人および配偶者の所有する全ての預貯金通帳の、直近の記帳日のもの（原則として2ヶ月以内）の最終残高の合計額を記入してください。

③ 有価証券

本人および配偶者の所有する有価証券の、直近の概算評価額を記入してください。

④ 所有現金

本人および配偶者が預貯金等以外で所有する現金（必要な時に備えて、金融機関以外の場所（自宅等）に保管しているもの）の、申請日時点における合計金額を記入してください。

なお、自己申告による記載となるため、証明書類等の添付は不要です。

⑤ その他

預貯金等の範囲に含まれるものを他にお持ちの場合、その内容および金額を記入してください。投資信託の場合は、有価証券と同様に、本人および配偶者の所有する直近の概算評価額を記入してください。

⑥ 負債等

本人および配偶者の負債等の内容とその負債額を記入してください。なお、上記②～⑤の預貯金等の合計が基準額を下回る場合（単身1,000万円以下、配偶者がいる場合は2,000万円以下）、必ずしも記載していただく必要はありません。

【添付書類について】

介護保険負担限度額認定申請における添付書類については下記①～④のとおりです。なお、個々人の状況によって、その他の添付書類の提出を求める場合がありますので予めご了承ください。

① 通帳の写し

・本人および配偶者の預貯金等について、同じ種類の預貯金口座を複数所有している場合は、その全ての通帳の、銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、最終残高がわかる部分の写しを添付してください。

・添付する通帳等の写しについては、申請日にできるだけ近い記帳日（※原則として申請日より2ヶ月前まで）のものを添付してください。なお、預貯金等内容に変動がない場合は、最終の状況が確認できるページで構いません。

② 負債状況がわかるものの写し（※負債の申告を行う場合のみ）

・本人および配偶者に負債がある場合で、内容が確認できるもの（借用証書等）があれば、その写しを添付してください。なお、負債を申告しない場合は添付不要です。

・借用証書等について、個人間の貸し借りであっても、貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面であれば、その書面をもって負債があると認めます。

・個人名義の借用証書等であっても、家業の経営等営む業務に係るものについては負債としてみなされません。

・各種税金や保険料等の滞納額については負債としてみなされません。

③ 配偶者の所得証明書

・本年1月1日時点で始良市以外の市区町村に居住しており、負担限度額認定申請時点においても引き続き始良市外に居住している配偶者については、課税状況の確認のため所得証明書を添付してください。

※負担限度額認定の申請日により、取得してもらう所得証明書の年度が異なりますので、介護保険係までお尋ねください

※上記以外の場合でも、必要に応じて所得証明書を提出していただく場合があります。

④ その他の添付書類について

・本人および配偶者が所有する有価証券、信託等があれば、直近の時価評価額（原則として2ヶ月以内のもの）が確認できるもの（証券会社や購入先の銀行の口座残高の写し、または取引残高報告書の写し等）を添付してください。

・金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額（原則として2ヶ月以内のもの）が容易に把握できる貴金属については、その口座残高の写しを添付してください。

・銀行の口座残高の写しについては、銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分についても添付してください。

【その他注意事項】

・申請書裏面の同意書については、必須事項となりますので、忘れず記入・押印してください。その他申請書の記入につきましては、記入例を参考にしてください。

・負担限度額認定証の発行後、世帯状況等が変更になった場合や、所得更正により本人・配偶者・世帯員の課税状況が変更になった場合、預貯金額・所有現金等が大幅に増加した場合等は速やかにお申出ください。再度申請をいただき、審査の結果認定基準額を上回る場合は、認定証を回収させていただきます。

・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがありますのでご注意ください。

また、所得更正の結果、本人・配偶者・世帯員の課税状況が変更となり、負担限度額認定対象外となった場合は、それまで支給されていた特定入所者介護サービス費については不当利得として返還していただくこととなるのでご注意ください。